合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。		

（記載上の注意）

１．それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

２．構成設備がＩＳＭＡＰの登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①－２、②－２、③－２、④－２、⑤－２、⑧－２、⑨－２、⑩－２の項目に関する記載を、それぞれ省略することができる。

３．それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。

４．①－２、②－２、③－２、④－２、⑤－２、⑧－２、⑨－２、⑩－２、⑭－２、⑮－２の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者が厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

７．備考

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五（二）（第十条第二項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

１．特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であった理由

（１）特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
①　特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
②　①が生じた時期及び期間	
③　①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④　①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤　導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
（２）規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	